

公益財団法人まちみらい千代田公式ツイッター運用ポリシー

平成26年8月22日

2発第60号

(目的)

第1条 このポリシーは、公益財団法人まちみらい千代田（以下、まちみらい千代田）がツイッター（Twitter）を、区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネットを利用し、140字以内の短い文章を、不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段
- (2) 公式ツイッター まちみらい千代田が設置・運用するユーザー名から発信する、ツイッター
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名
- (4) ツイート ツイッターに文章を投稿する行為、および投稿された文章
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすること
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿すること
- (7) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように、アカウントを登録すること

(運営主体)

第3条 公式ツイッターの運営主体、アカウントの管理及びツイートの発信はまちみらい千代田が行う。

2 ユーザー名は **MMChiyoda** とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 ツイッターで流れる様々な情報については、なりすまし行為を使い、事実と違う情報が流れることを防ぐために、運営主体として公式ツイッターのユーザー名を、まちみらい千代田ホームページ等に明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 本運用ポリシーで定めるアカウントの運用主体、および発信する内容、発信方法等について、公式ツイッターのプロフィール欄に明示する。

(掲載内容)

第6条 公式ツイッターでは、次に掲げるものをツイートする。

- (1) まちみらい千代田の事務事業に関する千代田デイズ掲載情報
- (2) その他、まちみらい千代田事務局長が適当と認めるもの

(リプライ、リツイート、およびフォロー)

第7条 公式ツイッターは、情報提供の手段として運用するため千代田デイズ新着トピックス情報を始めとしたまちみらい千代田のツイートによる情報発信及びリツイートをを行う。

- 2 リプライやダイレクトメッセージ (DM) 等を通じた個々の意見への対応は原則として行わない。掲載内容についての問い合わせはまちみらい千代田代表電話や、FAX、千代田デイズに記載のメールにて受け付ける。

- 3 他のユーザーが投稿した内容について、リツイート及びフォローは原則的に行わない。ただし、国、東京都、他の地方公共団体及び千代田区の公益法人等が発信したツイート及び開設したアカウントで、特にまちみらい千代田事務局長が必要と認めるものは、この限りでない。

(まちみらい千代田ホームページとのリンク)

第8条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則としてまちみらい千代田が運営するホームページのみとする。ただし、特にまちみらい千代田事務局長が必要と認めるものは、この限りでない。

(その他)

第9条 その他、このポリシーの実施について必要な事項は、まちみらい千代田事務局長が、別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、平成26年9月1日から施行する。